

やいた子ども未来プラン

第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画

【令和2年度～令和6年度】

— 概要版 —



令和2年3月

矢板市

計画の概要

計画策定の背景と趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、本市においても、平成 27 年 1 月から平成 31 年 1 月にかけて 0～11 歳人口が 476 人の減少となっています。少子化が進行している理由として、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化を背景に、子育てに対して不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

本市では、平成 27 年 3 月に策定した「第 1 期矢板市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量ともに充実を図り、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してきましたが、計画の期間が令和元年度に終了することから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに、「第 2 期矢板市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画の位置づけと期間

本計画は、本市の最上位計画である「第 2 次 21 世紀矢板市総合計画」をはじめ、子ども・子育て施策に関係する本市の各分野の計画・条例と連携・整合を図っていきます。

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、さまざまな状況の変化に対応するため、本市においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

計画の基本理念

「子どもにとっての幸せ」という視点を強化し、すべての施策の真ん中に子どもを据えながら、行政は子ども・子育て支援を量と質の両面から充実させるとともに、家庭を中心に、学校、地域、企業、その他社会を構成するすべての人が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの責任と役割を果たすことで、矢板市に暮らすすべての子どもの健やかな成長と、家庭を築き子どもを産み育てたいと願う人々の希望が満たされる社会の実現を目指すこととします。

**子ども、親、地域
みんなで作る子育て支援のまち 矢板**

計画の基本的視点

本計画では、基本理念に基づき計画を具体的に推進していくため、基本的視点を以下のとおり定めます。

未来を担う子どもたちが
心身ともに健やかに
成長する環境を
めざします

すべての親が安心して
産み育てることができ、
親として成長できる
環境をめざします

子育てを支援する
地域づくりを
めざします

計画の基本目標

<p>基本目標 1 一人ひとりの子（個）の育ちを支える取り組みの推進</p>	<p>本市に住むすべての子どもたちが、自らを尊重されるべき主体であると認識し、生存や発達、保護、参加・参画といった権利を行使するとともに、地域や社会と積極的にかかわり合いながら、自分らしく過ごす中で自己形成が図られるよう、ライフステージや発達段階に応じた環境づくりを推進します。</p>
<p>基本目標 2 安心して子どもを健やかに産み、育てられる環境づくり</p>	<p>安全な出産を経て、母子ともに心身が健やかな状態で乳幼児期を過ごし、その後の学齢期や青少年期に接続されるよう、各種関係機関が連携し、地域で妊産婦や子育て中の保護者を見守り支える体制の強化を図るとともに、特に支援が必要な家庭に対しては、適切なフォローの継続実施を推進します。</p>
<p>基本目標 3 地域における子育て家庭への支援</p>	<p>利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスの提供・確保を図るとともに、仕事と子育てを両立し、父親も母親もともに子育てに積極的にかかわっていけるよう、意識啓発や労働環境への働きかけを行います。また、ひとり親家庭及び社会的養護を必要とする子育て家庭への相談・支援体制の整備を図り、地域における子育て支援を総合的に推進します。</p>
<p>基本目標 4 安心して子育てできるまちづくり</p>	<p>生まれ育つ環境を自ら選択できない子どもたちが、矢板市に愛着をもち、いずれ家庭を築いた時に、子どもや子育て家庭が、安全・安心かつ快適に生活できる持続可能なまちづくりを推進します。</p>

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度では、子どもが健やかに成長できる社会をめざし、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ります。幼児教育・保育施設等へ市から給付を行い、幼児期の質の高い教育・保育を「個への給付」として保障します。

子ども・子育て支援給付	その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
<p>子どものための教育・保育給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 施設型給付 <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園 ○ 幼稚園 ○ 保育所（園） ■ 地域型保育給付 <ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模保育事業 ○ 家庭的保育事業 ○ 居宅訪問型保育事業 ○ 事業所内保育事業 	<p>地域子ども・子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者支援事業 ○ 延長保育事業 ○ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ○ 子育て短期支援事業 ○ 妊婦健康診査 ○ 乳児家庭全戸訪問事業 ○ 養育支援訪問事業 ○ 地域子育て支援拠点事業 ○ 一時預かり事業 ○ 病児・病後児保育事業 ○ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ○ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ○ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
<p>児童手当</p>	<p>仕事・子育て両立支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業主導型保育事業 ○ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
<p>子育てのための施設等利用費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園〈未移行〉 ○ 特別支援学校 ○ 預かり保育事業 ○ 認可外保育施設等 	

施策の展開

施策の展開

基本目標 1. 一人ひとりの子（個）の育ちを支える取り組みの推進

1. 子どもの人権尊重

子ども自身が自らを生存や発達、保護、参加・参画といった権利を行使する主体であると認識し、互いに尊重し合う環境づくりと啓発活動を行うとともに、子どもが有する基本的人権が守られるよう、生きづらさを抱える子どもたちや外国籍の子どもへの支援体制の充実を図ります。

2. 障がいのある子どもへの支援

一人ひとりの個性が尊重される中で、ともに地域社会で生活していけるよう、理解の促進を図るとともに、障がい者施策と緊密に連携しながら、支援の充実に努めます。

3. 生きる力の育成に向けた年代を通じた取り組みの充実

子どもたちが、主体性や社会性、自己肯定感を育み、自分らしく過ごす中で自己形成が図られるよう、地域社会と積極的にかかわり合うための機会や場を提供するなど、ライフステージを通じた取り組みを推進します。

基本目標 2. 安心して子どもを健やかに産み、育てられる環境づくり

1. 母子保健サービスの充実

妊娠期、出産期、乳幼児期等を通じて母子の健康を確保するため、産後ケア事業、乳幼児健診事業、訪問・相談事業、歯科保健事業、予防接種事業など各種の母子保健にかかわる事業の推進を図ります。

2. 子どもや親の健康確保

生涯を通じて心身ともに健康に過ごせるよう、基本的な生活習慣等の健康管理の定着を図ります。また、安心して医療が受けられるよう、関係機関との連携のもと、医療体制の充実に努めます。

3. 育児不安の軽減と虐待防止への支援

乳幼児期の不安に対して、相談や指導を通じ、的確に対応できる支援体制を整備するとともに、問題を解決できる機会や場の提供に努めます。また、子どもへの虐待の早期発見や対応、発生防止などに努めるための支援体制を整えます。

基本目標 3. 地域における子育て家庭への支援

1. 教育・保育及び子育て支援サービスの充実

保護者が安心して子育てができると同時に、子どもが健やかに社会の中で育まれるよう、利用者の視点に立った教育・保育及び子育て支援サービスの量的かつ質的な充実に努めます。

2. 子育てに関する情報・相談・交流・学習の場の充実

市内で提供されているサービスや施設等が適切に利用されるよう、効果的な情報提供を行うとともに、そうした情報が地域の子育て家庭同士で共有が図られ、教育力の向上につながるよう、相談や交流、学習の機会・場の確保に努めます。

3. 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育てを両立し、父親も母親もともに子育てに積極的にかかわっていただけるよう、意識啓発や労働環境への働きかけを行います。

4. ひとり親家庭及び社会的養護を必要とする家庭への支援

ひとり親家庭をはじめ、家族状況などさまざまな要因から、社会的な養護を必要とする子どもたちがいます。それぞれの状況に応じ、安全で安心な生活環境の確保に向けた取り組みを進めます。

基本目標 4. 安心して子育てできるまちづくり

1. 経済的負担の軽減

子育て家庭が経済的な不安がなく、安心して生活できるよう、経済的負担の軽減を図ります。

2. 有害環境対策の推進

家庭、学校、地域社会はもとより、警察等の関係機関や行政がさらに緊密な連携を図りながら、子どもたちが犯罪等に巻き込まれたり、加害者になつたりしないよう、健全に育まれる環境づくりを進めます。

3. 安心・安全の確保

子どもや子育て家庭はもとより、地域住民全体がゆとりや安心感をもって生活できる都市空間の形成に向け、犯罪や事故の発生防止を図るとともに、安全かつ快適に過ごせるよう、道路環境や公共施設、公園等の充実に努めます。

さまざまな保育サービス ～地域子ども・子育て支援事業～

矢板市では、多様な子育てニーズに対応するために、さまざまな保育サービスを行っています。

一時預かり事業（一時保育）

急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて、一時的にお子さんをお預かりする事業です。

実施場所	申込み・お問合せ
矢板保育園	43-0033
こどもの森こころ保育園	48-1966
矢板市社会福祉協議会（ファミリーサポートセンター）	44-3000

病後児保育事業

病気の回復期にあるお子さんを、家庭で保育できない保護者に代わり、一時的にお預かりする事業です。

申込み	市子ども課備え付けの「利用申請書」と「現症連絡票」を利用希望日の前日 17 時まで子ども課に提出してください。※現症連絡票の医療機関証明手数料は自己負担になります。
対象児童	矢板市に住民登録がある乳幼児・小学生及び市内の保育所・小学校等に通う乳幼児・小学生で保育が必要なお子さん
実施場所	ぴっころ保育園
利用できる日	園の開所日（日曜・休日・年末年始(12/29～1/3)を除く）
利用できる時間	7：00～18：00
保育料	1日 1,000 円（生活保護世帯等は無料）（園に直接支払い）

休日保育

日曜・祝日等において、勤務等でお子さんを保育できない保護者に代わり、お預かりする事業です。

申込み	市子ども課備え付けの「休日保育申請書」により子ども課で初回登録を行い、利用したい月の前月 15 日までに「休日保育利用申込書」を子ども課または実施場所に提出してください。
対象児童	矢板市に住民登録があり、保育が必要なお子さん
実施場所	ぴっころ保育園
利用できる日	日曜・国民の祝日に関する法律に規定する休日・1/2、1/3、12/29～12/31
利用できる時間	8：00～18：00
保育料	無料

子育て短期支援（ショートステイ）事業

保護者が疾病、出産、看護、冠婚葬祭、出張などの理由で、児童の養育が一時的に困難な時、昼夜を通して児童を乳児院や児童養護施設で短期間お預かりする事業です。

申込み	市子ども課備え付けの申請書類により子ども課へ申請ください。
対象者	矢板市に住所がある乳幼児から中学生まで
実施場所	済生会宇都宮乳児院（宇都宮市）・児童養護施設 養徳園（さくら市喜連川） 児童養護施設 氏家養護園（さくら市氏家）・児童養護施設 きずな（宇都宮市）
利用料金	2歳児未満：1日 5,500円 2歳児以上：1日 2,800円 ※ただし、生活保護世帯：0円 市民税非課税世帯：1,100円

ファミリーサポートセンター事業

子育ての支援をしてほしい人（依頼会員）と、手助けをしたい人（提供会員）がそれぞれ会員となり、お互いに助け合いながら、地域で子育ての支援をしていこうとする事業です。

事務局	矢板市社会福祉協議会（44-3000）
申込み	センター事務局備え付けの書類によりセンター事務局にお申込みください。
対象	依頼会員：矢板市に居住又は勤務している方で、6か月からおおむね小学6年生までの子どもの支援を受けたい方 提供会員：矢板市内に居住している満20歳以上の方で、心身ともに健康で積極的な育児支援ができる方
提供内容	保育所（園）、認定こども園の開始前や終了後の預かり 保育所（園）、認定こども園までの送迎 学校の放課後や学童保育終了後の預かり 軽度の病気などのお子さんの預かり 冠婚葬祭や他のお子さんの学校行事の際の預かり 買い物等外出の際の預かり など
その他	料金や規約など詳しくはセンター事務局へお問い合わせください。 矢板市ホームページにも掲載しています。 https://www.city.yaita.tochigi.jp/site/child/familysupport.html



地域子育て支援拠点（センター）事業

保護者同士、子ども同士のふれあいの場として、子育てに関する相談、情報の提供、各種行事などを行う事業です。

実施場所	申込み・お問合せ
泉保育所	43-0435
矢板保育園	43-0033
つくし保育園	43-2411
ちゅーりっぷ保育園	44-0763
こどもの森こころ保育園	48-1966
ぴっころ保育園	43-0266

実施日や料金の詳細は矢板市ホームページに掲載しています。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭等の児童を対象に、下校後保護者が仕事から帰るまでの間預かり、生活指導を行い児童の健全育成を図ります。

申込み	矢板市社会福祉協議会（44-3000）や各放課後児童クラブに備え付けの書類により、矢板市社会福祉協議会にお申込みください。
対象児童	小学校に在学し、就労等により保護者が留守のため、家庭で保育が受けられない児童
開設箇所	矢板小学童保育館（43-3974） 矢板小第二学童保育館（43-3974） 東小学童保育館（43-5988） 安沢小学童保育館（48-2332） 川崎小学童保育館（43-7232） 泉小学童保育館（43-2231）
料金	月額 7,000 円（土曜日・長期休業日は別途料金がかかります）
その他	※民間学童施設「P_BASE 583」「P_BASE NEO」（53-7116）、かたおか学童保育館（41-7171）についての申込み・料金等、詳しくは、直接施設にお問い合わせください。

やいた子ども未来プラン
第2期矢板市子ども・子育て支援事業計画
概要版
発行年月：令和2年3月

発行：矢板市子ども課
栃木県矢板市本町5番4号
TEL：0287-44-3600 FAX：0287-43-5404